

大阪市選挙管理委員会告示第9号

大阪市東成区の区域において、大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

令和7年6月12日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（令和7年6月12日揭示済）